

近江八幡市教育大綱（案）に係る意見公募手続（パブリックコメント）実施要項

平成 27 年 4 月 1 日より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、「近江八幡市総合教育会議」を開催し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなりました。

策定にあたり、総合教育会議にて協議・調整を行い、このたび案を作成いたしました。

つきましては、近江八幡市教育大綱（案）に対する、市民の皆さんのご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 公表する資料

近江八幡市教育大綱（案）

近江八幡市教育大綱（案・体系図）

2. 資料の公表場所

- ①近江八幡市ホームページ
- ②市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎 1 階）
- ③総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所 2 階）
- ④総合政策部政策推進課（近江八幡市役所本庁舎 3 階）
- ⑤教育委員会教育総務課（近江八幡市役所南別館 3 階）
- ⑥各学区コミュニティセンター
- ⑦近江八幡図書館及び安土図書館

3. 意見の募集期間

平成 27 年 8 月 21 日（金）～平成 27 年 9 月 15 日（火）

4. 意見の提出方法及び提出先

- ①郵送 〒523-8501

滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市総合政策部政策推進課 あて

- ②ファックス 0748-32-2695

- ③電子メール 010202@city.omihachiman.lg.jp

※上記の「資料の公表場所」（総合政策部政策推進課を除く）では提出いただけません。

※提出締切は、募集期間最終日（9 月 15 日（火））の午後 0 時必着となります。

5. 意見を提出できる方

- ①近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- ②近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

6. 留意事項

- ①ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。
なお、個人情報について公表することはありません。
 - ・ 件名「近江八幡市教育大綱（案）に対する意見について」
 - ・ 住所、名前、電話番号（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください。）
- ②ご意見は、日本語で提出してください。
- ③電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

（書式例）

近江八幡市総合政策部政策推進課 あて
「近江八幡市教育大綱（案）に対する意見について」
住 所：
名 前：
電話番号：
（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）
（意 見）
○ページ ○行目 （どの部分に対するご意見かがわかるように）
意見内容

7. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び総合政策部政策推進課にて公表します。

- ・ 類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・ 提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできませんので、ご了承ください。また、提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・ 「近江八幡市教育大綱」は、いただいたご意見を参考にして最終決定し、公表します。

8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市総合政策部政策推進課
電 話：0748-36-5527
ファックス：0748-32-2695
Eメール：010202@city.omihachiman.lg.jp